

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		森林施業に関する測量又は実施調査のための他人の土地への立入り又は立木竹伐採の許可		
根拠法令及び条項		森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 49 条第 1 項		
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	事案に応じ個別に判断するものとする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 3 月 8 日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 3 月 8 日
備 考				